

平成28年度後期（第5期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN
日本代表プログラム～地域人材コース【熊本県】の募集について

このことについて、独立行政法人日本学生支援機構理事長から下記のとおり案内がありましたので、お知らせします。

応募を希望する学生は、必要書類を平成28年4月11日（月）までに情報科学研究科教務係へ提出願います。

記

1. 募集要項

別添「平成28年度後期（第5期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～地域人材コース『「熊本と世界をつなぐ」グローバル人材育成事業』募集要項を参照してください。

2. 対象となる留学計画

以下に掲げる項目を全て満たす留学計画であること。

- (1) 平成28年8月19日から平成29年3月31日までの間に諸外国において留学が開始される計画。ただし、留学開始前に日本で開催される事前研修に参加できる計画に限る。
- (2) 諸外国における留学期間が28日以上2年以内（3ヶ月以上推奨）の計画。
- (3) 留学先における受入れ機関が存在している計画。
- (4) 本学が、教育上有益な学修活動と認める計画。
- (5) 留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画。

【留学計画作成に際する留意事項】

本地域事業の募集要項4～6頁に記載されている「(a) 地域協議会で設定するプログラム」を選択する場合も、海外での活動拠点については、応募者自身で探すことになります。

3. 対象者

日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、以下の要件を全て満たす学生であること。

- (1) 本制度で実施する事前・事後研修及び本地域事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
 - (2) 本学において、学位取得を目的とした課程に在籍する学生
 - (3) 本学が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生
 - (4) 独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生
- 大学院では、「学生本人（※）の収入・所得」が、下表の収入基準額以下の場合を、「家計基準に合致している（満たしている）」といいます。

※ 配偶者に定職収入がある場合は、これも含みます。

表 収入基準額（大学院）

（単位：万円）

区分	修士・博士前期課程	博士後期、 博士医・歯・獣医・薬（4年制）学課程
収入基準額	536	718

- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
 - (6) 留学終了後、本学で学業を継続又は学位を取得する学生
 - (7) 平成 28 年 4 月 1 日現在の年齢が 30 歳以下である学生
 - (8) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける場合は、その平均月額が、本制度による支給月額を超えない学生
 - (9) 本制度の第 1～4 期派遣留学生でない学生
 - (10) 本制度の平成 28 年後期（第 5 期）の他の申請コースに応募していない学生（本コースへの応募を希望する場合は、他のコースへの応募を取り下げることが可能）
 - (11) 熊本県の大学等に在籍する学生若しくは熊本県に本籍を有し又は熊本県の高等学校を卒業し、現在熊本県以外の大学等に在籍する学生
 - (12) 在籍大学等を卒業後、熊本の企業等に就職する等、将来の熊本の発展に貢献することを希望する学生
- ※上記(1)～(11)の他、本地域事業の事前オリエンテーション・事後報告会、事前・事後インターンシップに参加する必要があります。

4. 派遣学生の支援体制

グローバルラーニングセンター（以下「GLC」という。）が実施している派遣プログラム以外で留学する場合、各部局において以下の支援体制が整っていること。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修・実践活動状況を適切に管理する体制
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続きを行う体制

〔参考：GLC 実施は県プログラム〕

- ①スタディアブロードプログラム
- ②大学間学術交流協定校への派遣交換留学
- ③COLABS（一般型、集中型、ワークショップ型）

※GLC 実施派遣プログラムを利用した留学計画による申請の場合、GLC で申請内容を確認し、本学からの推薦に適さないと判断する場合もあるので留意してください。

※平成 28 年夏・秋期からの大学間学術交流協定校への派遣交換留学については、平成 27 年 11 月に学内募集が終了しています。そのため、既に「合格」又は「条件付き合格」となった学生以外は、本募集に係る留学計画に平成 28 年夏・秋期からの大学間学術交流協定校への派遣交換留学を含めることはできません。

※平成 29 年冬・春期からの大学間学術交流協定校への派遣交換留学を留学計画に含める場合は、平成 28 年 6 月（予定）に行う学内募集に必ず応募してください。

5. 提出書類及び提出方法

以下の書類等のデータをメールにて教務係 (is-kyom@grp.tohoku.ac.jp) に提出してください。

- ①平成 28 年度後期（第 5 期）官民協働海外留学支援制度留学計画書＜熊本県＞（様式 1）
（excel）

※応募者は、下記「7. 関連ウェブサイト(1)」で示したウェブサイトから様式をダウンロードすること。

- ②自由記述申請書（PDF）

- ③留学先期間の受入許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し（PDF）

※申請段階で用意できている場合のみ添付すること（留学計画及び国内インターンシップの実現性を高めることを証明できる文書の写しを提出する場合は書面審査において加対象となります。）

※日本語、英語以外の言語で記載されている場合は、機関名や受入れ期間等、受入れ許可に係る部分に日本語の訳文をつけてください。

※大学間学術交流協定校及び部局間学術交流協定校への派遣交換留学を利用した留学計画である場合は、当該文書を教務担当者にて作成するため、応募者が用意する必要はありません。

6. 提出期限

平成 28 年 4 月 11 日（月）

7. 関連ウェブサイト

- (1) 熊本県「トビタテ！留学 JAPAN「地域人材コース」の学生募集を開始しました」

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_14808.html

- (2) 官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～地域人材コース

<http://www.tobitate.mext.go.jp/program/region/index.html>

平成 28 年 3 月 17 日
情報科学研究科教務係